

小・中学校通学区域の弾力化 入学する学校が自由に選択できます

平成16年度に入学される小・中学校1年生は、入学する学校を自由に選択できるようになります。市立小・中学校に入学する場合、向日市内在住者の住所により通学区域が定められており、入学する学校(指定校)が決まっていますが、今回、通学区域の弾力化の制度を実施することで、保護者やお子さんの希望により、入学したい学校を選ぶことができるようになるものです。



「希望校制度」

小学校・中学校新1年生対象

教育委員会では、平成16年度から、向日市立の小・中学校新1年生(平成16年4月入学予定)を対象に、向日市内のどこからでも、入学したい市立小・中学校を選択できる「希望校制度」を導入します。

この「希望校制度」は、お子さんや保護者の希望により、市内どこからでも、理由にかかわらず、入学したい市立小・中学校を選ぶことができるものです。

ただし、この制度での受け入れ人数については、各学校の入学予定児童・生徒の1割程度とし、希望者が多い場合は、抽選とします。

●希望校制度を利用し希望校へ入学するには

教育委員会学校教育課に、平成15年12月15日(月)から平成16年1月9日(金)までの間に「希望校への就学届出書」を提出してください(窓口にお持ちください)。1月10日(土)以降の提出はできません。

※市外からの転入、校区を越えた市内での転居の際にも希望校制度の利用ができるようになります。(平成16年4月1日以降の転入・転居者から適用します。)

通学区域により指定された学校(指定校)に入学される場合は、手続きの必要はありません。

「調整区域制度」と「部活動制度」

中学校新1年生対象

教育委員会では、平成14年度から中学校に入学する生徒を対象に、「調整区域制度」と「部活動制度」の2種類の通学区域の弾力化を行っています。平成16年度からは、中学校に入学する生徒を対象には、「希望校制度」とあわせて、「調整区域制度」「部活動制度」の3種類の通学区域弾力化の制度となります。

調整区域制度

調整区域は、生徒の就学校の指定に関し、特別な取扱いをする区域として、右表のとおり学校を選ぶことができる制度です。区域内の生徒は、通学区域で指定されている学校「指定校」のほかに、「選択校」への入学が可能です。

●選択校へ入学を希望する場合は

教育委員会学校教育課に「選択校への就学届出書」を平成16年1月15日(木)までに提出してください。

調整区域	指定校	選択校
第3向陽小学校区のうち 鶏冠井町地域	勝山中学校	寺戸中学校
第6向陽小学校区のうち 府道上久世・石見上里線 以南の地域	勝山中学校	西ノ岡中学校
第4向陽小学校区のうち 阪急線以西の地域	西ノ岡中学校	寺戸中学校

部活動制度

市内3中学校のうち、1校にしか設置していない部で、教育委員会が指定する部活動(右表参照)への入部を理由に、指定された学校以外で部活動を行う「届出校」へ入学することができます。

●部活動を行う学校への入学する場合は 教育委員会学校教育課に「部活動に係る中学校就学届出書」を提出してください。

中学校	対象となる部活動
勝山中学校	体操部
西ノ岡中学校	水泳部
寺戸中学校	バドミントン部 マーチングバンド部

※「調整区域制度」と「部活動制度」には抽選はありません。

通学区域弾力化の制度利用についての説明会

小・中学校の通学区域弾力化の制度利用を考えておられる方のための説明会を右表のとおり実施いたします。予約は不要ですので、ご都合の良い日に直接会場へお越しください。説明会の後、個別の相談も受け付けます。

なお、この説明会以外に、新小学校1年生・保護者対象には、就学時健康診断の終了後、説明会を希望者に実施します。また新中学校1年生・保護者対象の説明会を、各小学校で実施します。この日程などについては、対象者の方に別途案内をいたします。

日程
11月2日(日) 午前10時～、全体説明会 説明会終了後、個別相談
11月2日(日) 午後2時～、全体説明会 説明会終了後、個別相談
11月29日(土) 午前10時～、全体説明会 説明会終了後、個別相談

※場所はいずれも市民会館第1会議室

通学区域弾力化制度利用 についての個別相談

12月1日(月)から5日(金) 午前9時から午後4時(昼休みを除く)の間、教育委員会事務局で、通学区域弾力化の制度利用についての個別相談を行います。ご利用ください。

お問い合わせ

教育委員会 学校教育課 学校教育係
(内線323)

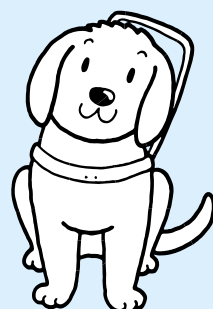
11月1日は「向日市障害者の日」です

向日市では、昭和56年11月1日に開催した「国際障害者年記念向日市民のつどい」を契機として、11月1日を「向日市障害者の日」と決めました。

■障害をもつ人へのエチケット■

- ①人間一人ひとりが違うように、障害のある人も一人ひとりが違います。障害のある人をひとまとめに考えるのはいけません。障害のある人一人ひとりが別々の人格を持つ人間だということを認識してください。
- ②障害のある人びとと共に生きるということは、心豊かな人間性の証です。障害のあるなしにかかわらず、お互い助けあって生きるのは当然のことです。
- ③障害のある人びとの手助けをするときは、その人が何をしてほしいかを聞くことから始めましょう。ひとりよがりて手を出すのは、おせっかいになります。

「身体障害者補助犬法」が全面施行になりました



身体障害者の自立および社会参加の促進に寄与するため、公共的施設、公共交通機関のほか不特定かつ多数の方が利用するホテル、デパート、レストランなどへの補助犬の同伴ができるように定められました。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことで、特別な訓練を受けた犬たちです。体に障害のある方からの一部です。